明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令（**財務**五九）　一
○児童扶養手当法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇一）　二
○鉄道軌道整備法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六〇）　六
〔告　示〕
○教科用図書検定申請受理種目の一部を改正する件（**文部科学**一六五）　三五
○自動車の型式を指定した件（**国土交通**九八四～一〇一三）　三九
○道路に関する件（**東北地方整備局**一八二）　四三
○道路に関する件（**関東地方整備局**二〇八、二〇九）　五三
○道路に関する件（**中部地方整備局**七一）　
○都市計画に関する件（**同**七二）　
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一二四、一二五）　
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　三六
国家試験
保健師国家試験の施行（厚生労働省）　三六
助産師国家試験の施行（同）　三七
看護師国家試験の施行（同）　三九
第三十三回管理栄養士国家試験の施行（同）　四〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　七〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七二
会社その他
会社決算公告　七四

省令

○財務省令第五十九号

独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）第十五条第一項及び独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月一日　財務大臣　麻生　太郎

独立行政法人造幣局に関する省令及び独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人造幣局に関する省令）

第一条　独立行政法人造幣局に関する省令（平成十五年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国庫納付金の納付の基準） **第十三条**　造幣局法第十五条第一項の財務省令で定める基準により計算した額は、同項各号に定める金額から次の各号に掲げる金額の合計額を控除してなお残余がある場合における、その残余の額に相当する金額の二分の一の額とする。ただし、対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ。）に係る通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額から当該二分の一の額及び国庫に納付させることが適当でない額として財務大臣が定める額の合計額を控除した額が、対象事業年度の終了の日において造幣局が保有する償却資産の取得価額の合計額を超える場合にあっては、その超える金額及び当該二分の一の額の合計額とする。 一　［略］ 二　対象事業年度において造幣局が支払った退職一時金に係る引当金のうち、造幣局法附則第四条第二項に規定する造幣局がその成立した日において有することとなったものの額 三　［略］ 2　［略］	（国庫納付金の納付の基準） **第十三条**　造幣局法第十五条第一項の財務省令で定める基準により計算した額は、同項各号に定める金額から次の各号に掲げる金額の合計額を控除してなお残余がある場合における、その残余の額に相当する金額の二分の一の額とする。ただし、対象事業年度（同項第一号に規定する対象事業年度をいう。以下同じ。）に係る通則法第四十四条第一項の規定による積立金の額から当該二分の一の額及び国庫に納付させることが適当でない額として財務大臣が定める額の合計額を控除した額が、対象事業年度の終了の日において造幣局が保有する償却資産の取得価額の合計額を超える場合にあっては、その超える金額及び当該二分の一の額の合計額とする。 一　［同上］ ［新設］ 二　［同上］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。